

当初計画年度	令和3年度
計画変更年度	令和7年度
都道府県	静岡県
所在地	三島市

土地改良事業計画変更概要書

水利施設等保全高度化事業(特別型(畑地帯担い手育成型))

こざわち地区

事業主体	静岡県
------	-----

1 計画変更を必要とする理由

実施設計による各種計画の精査の結果、事業量及び工法変更に伴う事業費の変動が10%以上に及ぶ見込みとなったため、事業計画の変更を行いたい。

2 変更の内容

(1) 主要工事計画の変更

① 工種別内訳

工 種	変 更 前	変 更 後
農 道	幹線1路線 : B=4.5m 幹線1路線 : L=2,060m	幹線1路線 : B=4.5m 幹線1路線 : L=2,060m
畑地かんがい	取水施設 : N=1 減圧水槽 : N=1 導水管VP200~100mm : L=2,900m	取水施設 : N=1 減圧水槽 : N=1 導水管VP200~100mm : L=4,400m

② 事業費

(単位：千円)

費 目	金 額		備 考
	変更前	変更後	
工 事 費	675,000	892,600	
事 務 費	33,000	44,633	
計	708,000	937,233	

変更後の土地改良事業計画の概要

第1章 事業の目的

既存の畑地かんがい施設の取水機能の低下を改善させ安定的な用水供給機能の回復、向上させるとともに、狭小未整備な農道の拡幅改良を行うことで、円滑な農業交通体系や維持向上を図る。また、農村生活環境面においても、営農飲雑用水の新たな水源開発を行い生活環境水準の安定を図る。

1. 現況地区の面積

現況地目 市町村名	水田 ha	畑 ha	樹園地 ha	原野 ha	山林 ha	その他 ha	計 ha	備 考
三島市		33.5						

2. 事業目的別受益面積

土地利用区分 事業目的	普通畑 (ha)	備 考
農道	15.4	
畑地かんがい	22.2	
計	37.6	

第2章 地域の所在及び現況

1. 地 域 の 所 在

静岡県三島市川原ヶ谷

2. 地 域 の 現 況

- (1) 地 形 本地区の位置する三島市は静岡県東部、伊豆半島の玄関口に位置し、東は天下の景勝地箱根連山があり、北はその偉容を誇る富士の高峰を仰ぎ、南は太平洋に突き出した伊豆の温泉郷に連なり、西は沼津市に接している。
- (2) 土質及び土壌 作土は、暗褐色で肥沃な火山灰土壌であり、高い保肥力を持ち農作物に適した土壌である。
- (3) 気 象 年間平均気温は15.9℃、年間平均雨量1,875mmで温暖な気候
- (4) 水利状況 本地区のうち元山中集落では過去の基盤整備により畑地かんがい施設が整備されたが、取水機能の低下によって安定的な用水供給に支障が生じていることに加え、集落の生活用水や畜産用水等飲雑用水の取水機能の低下により安定的な用水供給に支障が生じ、将来的な集落の生活水準の維持にも課題が生じている。
- (5) 営農業況等 この地域で栽培された野菜は「箱根西麓三島野菜」と呼ばれ、味と品質の高さから首都圏へ多く出荷されている。特に「三島ばれいしょ」は、農林水産省によるGI(地理的表示)に指定されブランド化され、他産地よりも2～5割高い単収で取引されている。また、箱根西麓三島にんじんは、国内でもトップクラスの糖度をもつ名産品で、このにんじんを100%使用した「きゃろっ娘」という焼酎やさつまいもを使用した「三島甘藷スイーツ」などが商品化されている。箱根西麓三島野菜を使用した「箱根西麓三島野菜のプレミアムカレー」を商品化した6次産業化に力を入れている。

第3章 基本計画

効率的、安定的農業経営を目指すために、農道2,060m、畑地かんがい4,400m＋取水施設1＋減圧水槽1、営農飲雑用水3,400m＋取水施設1を整備することによって、担い手を支援する。

第4章 工事の要領

工 種	変 更 前	変 更 後
農 道	幹線1路線 : B=4.5m 幹線1路線 : L=2,060m	幹線1路線 : B=4.5m 幹線1路線 : L=2,060m
畑 地 かん がい	取水施設 : N=1 減圧水槽 : N=1 導水管VP200～100mm : L=2,900m	取水施設 : N=1 減圧水槽 : N=1 導水管VP200～100mm : L=4,400m

第5章 換地計画の要領 ～該当無し

第6章 費用の概算

(単位：千円)

費 目	金 額		備 考
	変 更 前	変 更 後	
工 事 費	675,000	892,600	
事 務 費	33,000	44,633	
計	708,000	937,233	

第7章 効 果

(千円)

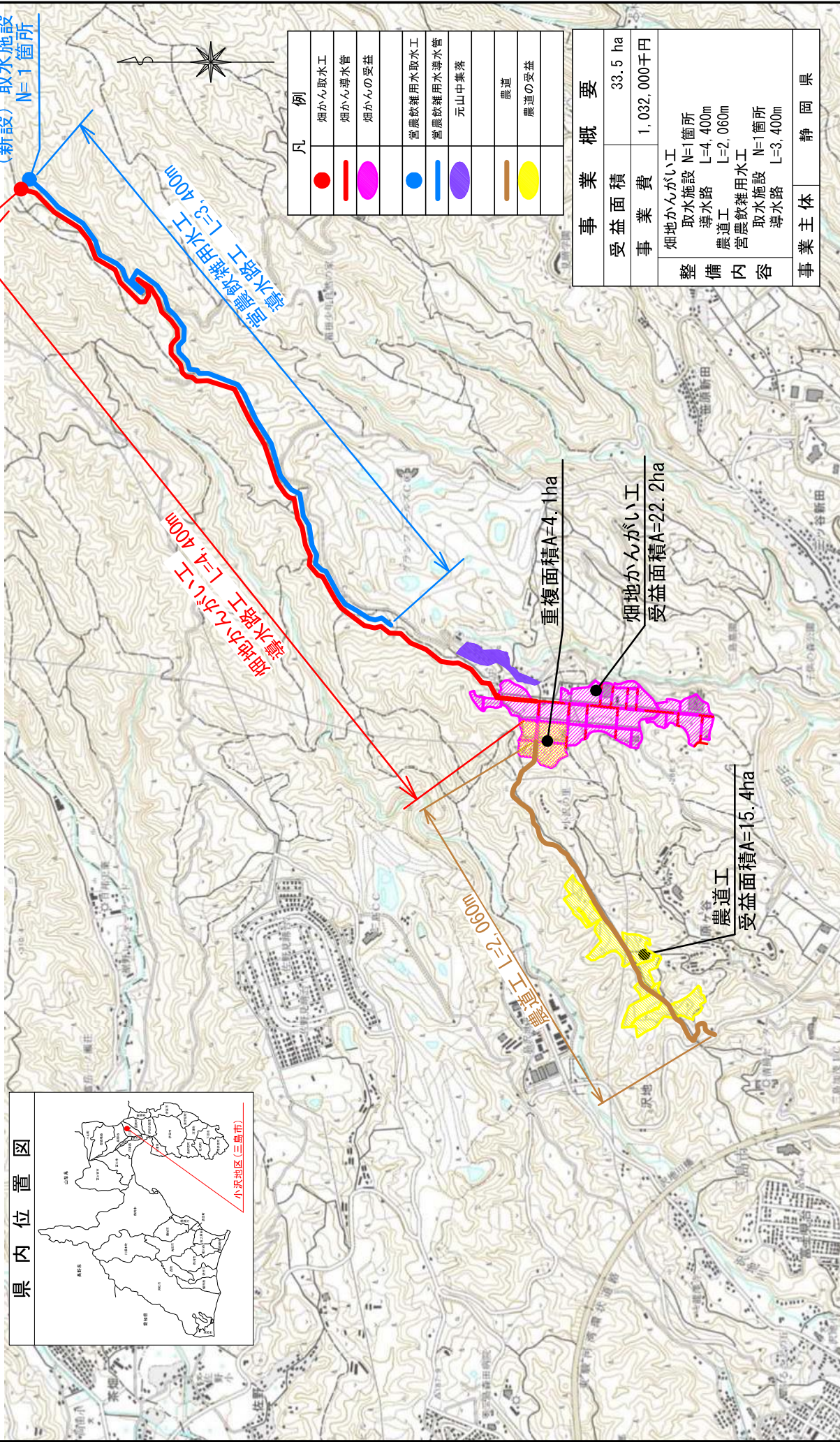
効 果 項 目		年総効果額		年総増加所得額	
		変更前	変更後	変更前	変更後
食料の安定供給の確保に関する	(畑かん) 作物生産効果	31,386	42,338	0	42,219
	(農道) 品質向上効果	1,012	680	1,012	680
	(畑かん・営農飲雑) 営農経費節減効果	△ 3,035	△ 3,389	0	-
	(農道・畑かん・営農飲雑) 維持管理費節減効果	△ 49	△ 443	△ 351	△ 379
	(農道) 営農に係る走行経費節減効果	19,273	21,977	1,326	1,512
すの農 る業 効展 果の 持 関続	— —	—	—		—
すの多 る面 効揮 果に 機 関能	(畑かん) 国産農作物安定供給効果	4,267	2,702	0	-
	計	52,854	63,865	1,987	44,032
及総 び費 所用 得総 償便 還益 率比	総 費 用	788,962	1,148,098		
	総 便 益	1,088,843	1,604,396		
	総費用総便益比	1.38	1.40		
	総所得償還率	- %	- %		
	増加所得償還率	- %	- %		

第8章 他事業との関係 ～該当なし

第9章 計 画 概 要 図 ……………別紙のとおり

添付図面は 1) 土地利用計画図
2) 変更後の図面を付ける。

変更後 $S=1:25,000$



凡	例
	畑かん取水工
	畑かん導水管
	畑かんの受益
	宮農軟雑用水取水工
	宮農軟雑用水導水管
	元山中集落
	農道
	農道の受益

事業概要		33.5 ha
受益面積		1,032,000千円
事業内容	畑地かんがい工 取水施設 N=1箇所 導水路 L=4,400m 農道工 L=2,060m 営農飲雑用水工 取水施設 N=1箇所 導水路 L=3,400m	
事業主体	静岡県	

事業費の負担区分及び負担割合の予定、受益者分担金の負担方法 及び造成施設の管理方法

1 事業費

県営水利施設等保全高度化事業（畑地帯総合整備型（担い手育成））小沢地区

（単位：千円）

	変 更 前	変 更 後
事 業 費	675,000	892,600
事 務 費	33,000	44,633
計	708,000	937,233

2 負担区分及び負担割合

区 分	国 庫	県 費	受益者分担金		市町村負担金 (法第91条第6項)
			土地改良区等 (法91条第1項及び第4項)	市 町 村 (法第91条第2項)	
工事費	50%	30%	—	—	20%
事務費	—	100%	—	—	—

- (1) 事業費は、物価の変動により増減する場合がある。
- (2) 補助の対象にならない経費及び本事業推進上、特に必要な経費は受益者の負担とする。

3 受益者分担金の負担方法

受益者分担金は、三島市が負担する。

4 農地の転用に伴う国費・県費の徴収

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の公告のあった日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度から起算して8年以内に転用された（農用地でなくなった）場合は、転用者からの国費・県費相当額の徴収
その他事務は、三島市が行う。

5 造成施設の管理方法

この土地改良事業により造成された土地改良施設は、三島市が静岡県から譲与又は管理委託を受け管理する。